

第 3 章 原子力災害事前対策

第 1 節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第 2 節 九州電力との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

〔実施責任：原子力安全対策課〕

1 原子力事業者防災業務計画の協議

県は、九州電力が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県の地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、九州電力が計画を作成又は修正しようとする日の 60 日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第 7 条第 2 項に基づき関係周辺市町に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町の意見を聴き必要に応じて九州電力との協議に反映させるものとする。

2 原子力防災管理者の選任等の届出の関係周辺市町への送付

(1) 原子力防災要員の現況届出

県は、九州電力からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

(2) 原子力防災管理者等の選任等届出

県は、九州電力から原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

(3) 原子力防災資機材等の現況届出

県は、九州電力から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

第3節 立入検査と報告の徴収

〔実施責任：原子力安全対策課〕

1 立入検査等

県は、必要に応じ、原災法第31条に基づく九州電力からの報告の徴収及び同法第32条に基づく適時適切な立ち入り検査を実施すること等により、九州電力が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

2 身分証明書の携帯

立入検査を実施する県の職員は知事から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

〔実施責任：原子力安全対策課〕

1 原子力防災専門官との連携

県は、鹿児島県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などの緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。

また、県は、緊急時に備えて原子力防災専門官との連絡手段を常時確保しておくものとする。

2 上席放射線防災専門官との連携

県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力、緊急時モニタリング、他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，広報課，交通政策課，学事法制課，保健医療福祉課，社会福祉課，健康増進課，障害福祉課，生活衛生課，薬務課，子ども福祉課，高齢者生き生き推進課，水産振興課，PR観光課，国際交流課，農政課，農産園芸課，畜産振興課，家畜防疫対策課，道路維持課，港湾空港課，管財課，県教育庁，県警察〕

1 関係機関等との連携強化

(1) 県は，平常時から関係機関，企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また，民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(2) 県は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

(3) 公共用地等の有効活用

県は，避難所，備蓄等，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地，国有財産の有効活用を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は，国，市町村，九州電力，その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため，次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，水産振興課，第十管区海上保安本部，県警察等〕

(1) 県と関係機関相互の連携体制の確保

県は，原子力災害に対し万全を期すため，国，薩摩川内市，関係周辺市町，九州電力，その

他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

また、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合には、職員を情報収集のため被災市町に派遣するとともに、そのような場合に備えて、情報の収集先や連絡方法等について整備しておくものとする。

(2) 原子力災害時住民避難支援・円滑化システムの整備

県は、薩摩川内市、関係周辺市町、その他防災関係機関が保有する被災情報を取得し、地図上に分かりやすく表示することで、迅速な救護活動や避難準備（避難車両や資機材の確保等）活動を可能とするため、原子力災害時住民避難支援・円滑化システムを整備するものとする。

(3) 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、国、薩摩川内市及び関係周辺市町と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(4) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、原子力発電所の状況や薩摩川内市及び関係周辺市町の地域における情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

(5) 非常通信協議会との連携

県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(6) 移動通信系の活用体制

県は、関係機関と連携し、衛星携帯電話、簡易無線局、MCA用無線機、インターネットメール、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

また、通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

(7) 関係機関等から意見聴取

県は、意見聴取・連絡調整等のため、必要に応じて災害対策本部に関係機関等の出席を求めるものとする。

2 情報の分析整理と活用体制の整備

〔実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、環境放射線監視センター〕

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び市町村とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料の整備とオフサイトセンター等への備え付け

県は、国、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力その他関係機関と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要なとなる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、常に最新のものとなるよう更新し、災害対策本部室、オフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

3 通信手段の確保

〔実施責任：原子力規制委員会、危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、消防保安課、管財課〕

県は、国、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡に必要な諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておくものとする。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 専用回線網の整備

ア 国、薩摩川内市及び関係周辺市町との間の専用回線網の整備

県は、国及び関係機関と連携し、緊急時における県と国、薩摩川内市及び関係周辺市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

イ オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備

県は、国及び関係機関と連携し、緊急時におけるオフサイトセンター及び代替オフサイトセンターと県、薩摩川内市及び関係周辺市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・

維持に努めるものとする。

ウ 九州電力の専用回線網の整備

九州電力は、緊急時における原子力発電所と県、薩摩川内市、オフサイトセンター及び代替オフサイトセンター間の通信連絡のための専用回線網の整備、維持に努めるものとする。

(2) 通信手段・経路の多様化等

ア 防災行政無線の確保・活用

県は、国、薩摩川内市、関係周辺市町等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。

イ 災害に強い伝送路の構築

県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

ウ 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、国と連携し、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話及び衛星通信ネットワークの衛星車載局の原子力防災への活用にも努めるとともに、必要に応じて、九州総合通信局防災対策推進室長に対し、災害応急措置に係る災害対策用移動通信機器（簡易無線局、MCA用無線機、衛星携帯電話）の借用について要請するものとする。

エ 多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、国の協力のもと、被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・配信をするための通信網の整備を図るものとする。

オ 災害時優先電話等の活用

県は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

カ 通信輻輳の防止

県は、薩摩川内市、関係周辺市町及び関係機関と連携し、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ関係機関の間で運用方法について十分な調整を図った上で、非常時における運用計画を定めておくものとする。

キ 非常用電源等の確保

県は、薩摩川内市、関係周辺市町及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、耐震性及び浸水に対する対応を考慮した上で、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備するよう努めるものとする。

ク 保守点検の実施

県は、通信設備，非常用電源設備等について，保守点検を実施し，適切な管理を行うものとする。

第7節 緊急事態応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について、あらかじめ必要な体制等を整備するものとする。

1 警戒本部体制をとるために必要な体制

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課〕

県は、警戒本部体制をとるべき状況になった場合、総括危機管理防災監を本部長とする災害警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（携帯電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、マニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

2 対策本部体制等の整備

〔実施責任：鹿児島県（関係課），北薩地域振興局，環境放射線監視センター，県教育庁，県警察〕

(1) 災害対策本部等の整備

県は、対策本部体制をとるべき状況になった場合、知事を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。現地本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、県は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、迅速に意思決定し防護対策の指示を行うための体制、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法について、あらかじめ定めておくものとする。

(2) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

県は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国、薩摩川内市及び関係周辺市町と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会の機能グループへの参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

県は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

3 緊急時体制の整備

〔実施責任：原子力規制委員会，その他指定行政機関，
鹿児島県(関係課)，北薩地域振興局，環境放射線監視センター，県教育庁，県警察，九州電力〕

(1) 緊急時体制の整備

県は，内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合に，直ちに対策本部体制から緊急時体制に移行するものとする。

(2) オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会の体制

県は，原子力緊急事態宣言発出後は，同法第23条により，当該原子力緊急事態に関する情報を交換し，それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため，国，薩摩川内市，関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお，同協議会はオフサイトセンターに設置することとされている。

同協議会は，国の現地災害対策本部，県，薩摩川内市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者，指定公共機関の代表者及び九州電力の代表者から権限を委任された者から構成され，量子科学技術研究開発機構，日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席する。このため，県は同協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について，地域の実情等を勘案し，原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

(3) 原子力災害合同対策協議会の機能グループに配置する職員

原子力災害合同対策協議会のもとに，モニタリング情報の把握，医療関係情報の把握，住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能グループを設け，国，県，薩摩川内市，関係周辺市町，関係機関及び九州電力等のそれぞれの職員を配置することから，県はそれぞれの機能グループに配置する職員及びその役割，権限等について，あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4 長期化に備えた動員体制の整備

〔実施責任：人事課，総務事務センター，危機管理課，
災害対策課，原子力安全対策課，各部
(局) 主管課，県警察，県教育庁〕

(1) 職員の動員体制

県は，国，薩摩川内市，関係周辺市町及び関係機関と連携し，事態が長期化した場合に備え，職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

(2) 医療関係者の配置

県は、長期間における災害対応において、職員の心身の状態を健全に維持するため、保健師、精神科医等の医療関係者の配置を検討する。

5 防災関係機関相互の連携体制

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課〕

県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国，薩摩川内市，関係周辺市町，自衛隊，県警察，消防機関，第十管区海上保安本部，医療機関，指定公共機関，指定地方公共機関，九州電力，その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し，各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め，相互の連携体制の強化に努めるものとする。

6 警察災害派遣隊

〔実施責任：県警察〕

県警察は，警察庁及び他の都道府県警察と協力し警察災害派遣隊の受入体制などの整備を図るものとする。

7 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

〔実施責任：消防保安課〕

県は，消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備，緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに，緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順，受入体制，連絡調整窓口，連絡の方法の整備に努めるものとする。

8 自衛隊との連携体制

〔実施責任：危機管理課，災害対策課〕

県は，自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう，あらかじめ要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の周知徹底，受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。また，適切な役割分担を図るとともに，自衛隊の災害派遣要請内容（救急，救助，応急医療，緊急輸送等）について，平常時より関係部隊と調整を行うものとする。

9 原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チーム派遣要請体制

〔実施責任：保健医療福祉課〕

県は、必要に応じて、速やかに拠点となる原子力災害拠点病院又は原子力災害現地対策本部に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請ができるよう手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

10 広域的な応援協力体制の拡充・強化

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，保健医療福祉課〕

(1) 他の都道府県等との応援協定の締結

県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、関係市町村間の応援協定締結の促進を図るものとする。

(2) 応援要請に必要な準備

県は、九州電力との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(3) 隣接県との連携

県は、環境放射線モニタリングや避難体制、防災訓練等に関し、平常時から、熊本県及び宮崎県と緊密な連携を図るものとする。

11 オフサイトセンター

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，北薩地域振興局〕

(1) オフサイトセンターの指定等

県は、原災法第12条の規定により、オフサイトセンターの指定又は変更について、内閣総

理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。

(2) オフサイトセンターの整備・活用

ア 県は、国と連携してオフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

イ 県及び国は、相互に連携して、オフサイトセンターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。

ウ 県及び国は、相互に連携して、過酷事故においても継続的に活動することのできるオフサイトセンターの施設、設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。

エ 県及び国は、相互に連携して、オフサイトセンターが使用できない場合に、これを代替する施設への移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。

12 モニタリング体制等

〔実施責任：原子力規制委員会、原子力安全対策課、
環境放射線監視センター、九州電力〕

(1) 緊急時モニタリングの実施体制

ア 環境放射線チーム

知事は、警戒本部を設置したときは、緊急時モニタリングの準備のために直ちに環境放射線監視センター内に環境放射線チームを設置するものとする。

なお、緊急時モニタリングセンターが設置された場合には、環境放射線チームは緊急時モニタリングセンターに移行するものとする。

イ 緊急時モニタリングセンター

緊急時モニタリングを実施するために、E R C チーム放射線班からの指示により、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力、県外原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により編成される。県は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備と立ち上げに協力する。

緊急時モニタリングセンターの組織及び業務は、別表 1 1 「緊急時モニタリングの組織及び業務」、通信連絡系統は、別表 1 2 「緊急時モニタリング通信連絡系統図」のとおりとする。

(2) 平常時からの環境放射線モニタリング

県及び九州電力は、緊急時に原子力発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施し、県内の状況把握に努めるものとする。

(3) 緊急時モニタリング体制の整備

県は、国、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力、県外原子力事業者及び関係指定公共機関等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリングの資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練の実施を通じた連携の強化等を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図るものとする。

ア 緊急時モニタリング計画の作成

県は、原子力災害対策指針等に基づき、国、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力、県外原子力事業者及び関係指定公共機関等の協力を得て、緊急時モニタリング計画を作成する。

イ モニタリング資機材等の整備・維持

県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、テレメータシステム、積算線量計、可搬型のモニタリング用資機材、環境試料分析装置及び携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

また、国（原子力規制委員会）は、緊急時モニタリング結果の集約、関係機関との情報共有及び公表を迅速に行うための情報共有システムを整備する。

ウ 環境放射線監視強化区域の監視体制

県は、風向等気象条件による放射性物質又は放射線の影響を確認するため、環境放射線監視強化区域にモニタリングポストを整備するなど環境放射線の監視体制に万全を期すものとする。

エ 要員の確保

国（原子力規制委員会及び関係省庁）は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。県はこれに協力し、必要な要員をあらかじめ定めておくものとする。

また、県は、オフサイトセンター等に緊急時モニタリングセンターの要員を受け入れるための受入体制を確保する。

県は、モニタリング要員に対して、定期的に講習会に出席させるなど緊急時モニタリング実施に必要な知識の習得等に努めるものとする。

オ 訓練等を通じた測定品質の向上

県は、平常時から、国、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力、県外原子力事業者及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて意思疎通を深め、測定品質の向

上に努める。

カ 緊急時対策支援システム等の整備

(ア) 緊急時対策支援システムの整備

国（原子力規制委員会）は、緊急時対策支援システム（E R S S）について、自然災害により情報が途絶することがないように適切に整備，維持，管理するものとする。

(イ) 緊急時運転パラメータ伝送システム（S P D S）の整備

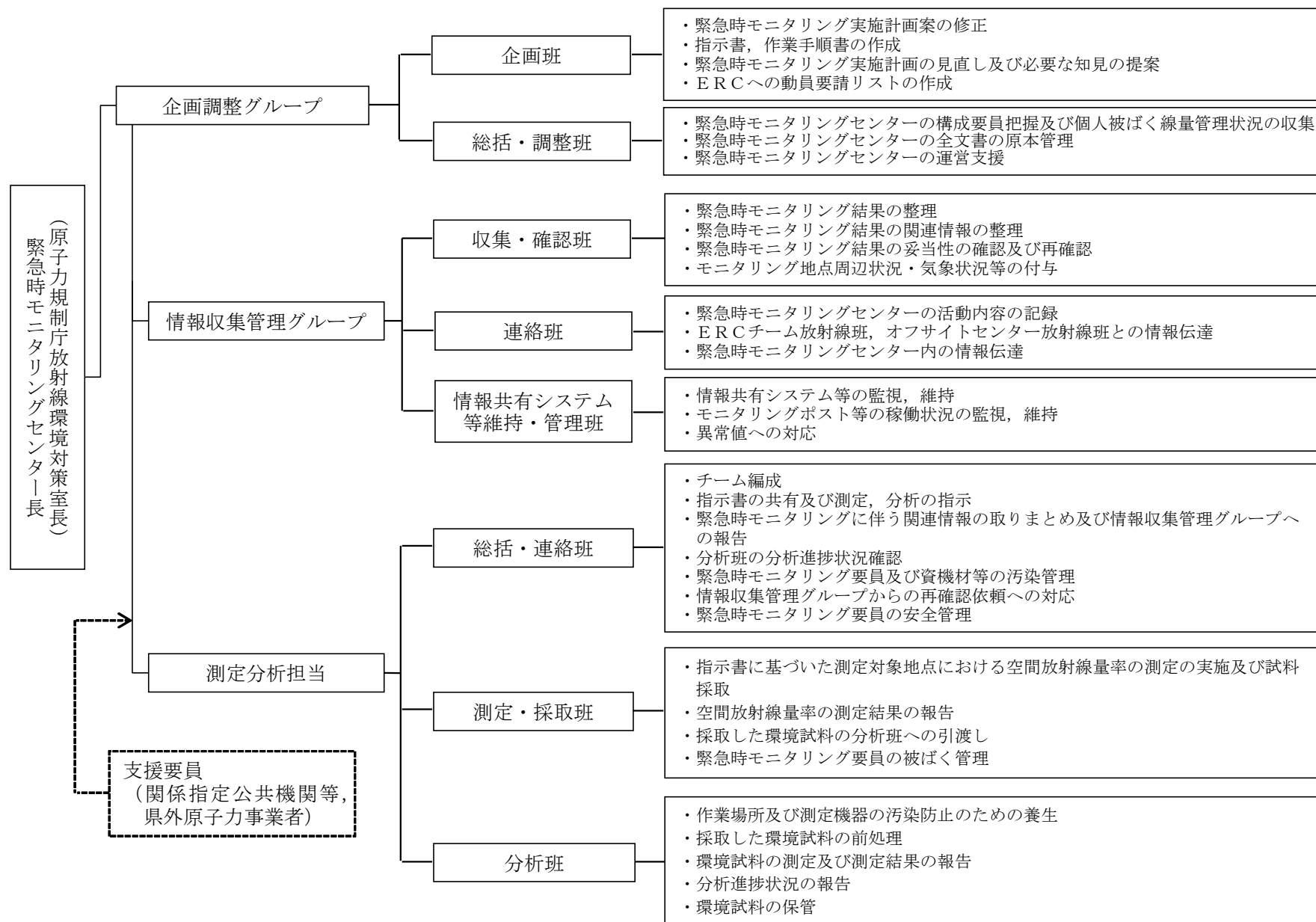
九州電力は、必要な緊急時運転パラメータ伝送システムを平常時から適切に整備，維持，管理するものとする。

(4) 九州電力における環境放射線モニタリング体制の整備

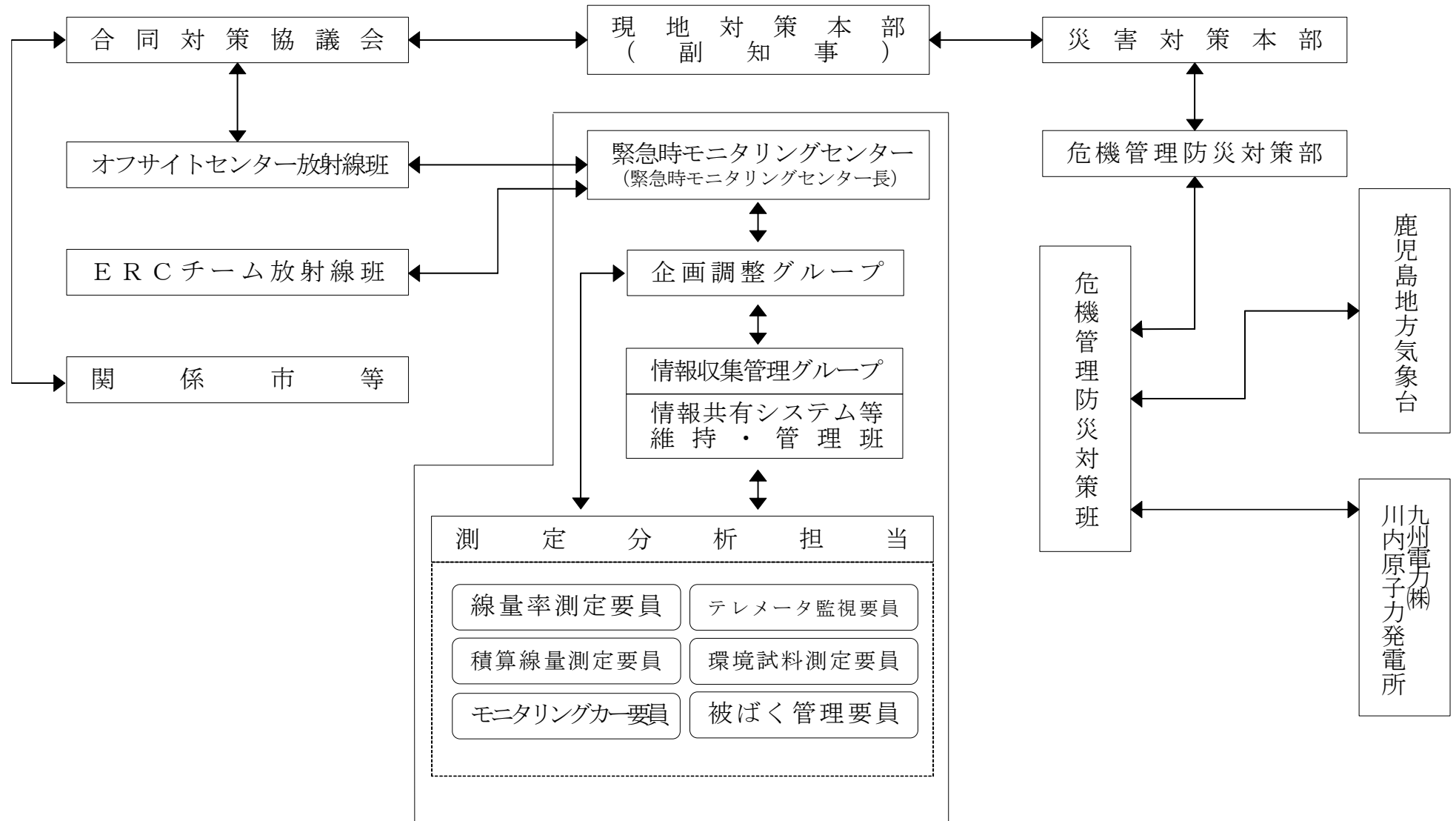
九州電力は、敷地境界モニタリングポストのほか、排気筒モニタ，ガンマ線サーベイメータ，中性子線サーベイメータ，積算線量計，ダストサンプラ，ヨウ素サンプラ等必要な測定用資機材を整備し，放射線量の測定及びその他の異常事象に関する状況の把握を行う防災要員をあらかじめ置くものとする。

排気筒モニタや敷地境界モニタリングポストのデータを伝送する県伝送計算機及び伝送機器については、自然災害により情報が途絶することがないように，適切に整備，維持及び管理するものとする。

別表 1 1 緊急時モニタリングの組織及び業務



別表 1 2 緊急時モニタリング通信連絡系統図



13 専門家の派遣要請手続き

〔実施責任：原子力安全対策課，保健医療福祉課〕

県は，九州電力より施設敷地緊急事態発生等の通報を受けた場合に備え，必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

14 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

県は，国，市町村，九州電力及びその他の関係機関とともに，放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員，航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

第8節 複合災害に備えた体制の整備

県は国と連携し，複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し，それらの影響が複合化することにより，被害が深刻化し，災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し，備えを充実するものとする。

また，災害対応に当たる要員，資機材等について，後発災害の発生が懸念される場合には，先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど，望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ，要員・資機材の投入判断を行うとともに，外部からの支援を早期に要請するものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，水産振興課等〕

県は，複合災害時においても，国，薩摩川内市，関係周辺市町，九州電力，その他防災関係機関との間において確実に情報の収集及び連絡を行うため，必要な情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

2 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

県は，複合災害の発生により，防災活動に必要な人材及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し，人材及び防災資機材の確保等において，国，指定公共機関，市町村及び九州電力と相互の連携を図るものとする。

3 災害応急体制の整備

(1) 原子力災害医療体制の整備

〔実施責任：保健医療福祉課，薬務課〕

県は，複合災害への対応による医師及び機器等の不足に備えて，広域的応援体制の整備や，道路や搬送手段の被災に備えた搬送体制を整備する。

また，県は，複合災害時の救護所運営について，大規模自然災害等への対応と混乱が生じないように，あらかじめ体制を整備する。

(2) 広域的な応援協力体制の整備

〔実施責任：鹿児島県（関係課），県教育庁，県警察，薩摩川内市，関係周辺市町，受入市町村〕

県は，薩摩川内市，関係周辺市町，受入市町村と協力して，複合災害時の対応により，職員及び資機材が不足する場合に備え，広域的な応援協力体制の整備を図るものとする。

(3) モニタリング体制等の整備

〔実施責任：原子力安全対策課，環境放射線監視センター，九州電力〕

県は，複合災害による道路等の被災，固定観測局や資機材等の被災及び職員の不足等に備えて，代替手段や活動等体制を整備する。

4 避難収容活動体制の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，広報課，保健医療福祉課，社会福祉課，健康増進課，障害福祉課，生活衛生課，子ども福祉課，高齢者生き生き推進課，農産園芸課〕

(1) 避難計画の整備

県は，薩摩川内市，関係周辺市町が行う避難計画の作成にあたり，道路等の状況等を考慮し，複合災害時でも避難が行えるよう支援する。

(2) 避難所の整備等

県は，複合災害時の避難所の設置運営方法について，情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう薩摩川内市，関係周辺市町の体制の整備について協力する。

また、広域的な避難に備え、受入市町村に対し、避難の受入体制について、あらかじめ調整を図るなど、体制を整備する。

5 緊急輸送活動体制の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，漁港漁場課，道路建設課，道路維持課，港湾空港課，県警察，薩摩川内市，関係周辺市町〕

(1) 職員の派遣体制

県は、国及び防災関係機関と協議し、複合災害時においても、必要な職員をオフサイトセンターへ確実に派遣するため、派遣経路及び手段について体制の整備に努めるものとする。

(2) 資機材の搬送体制

県は、国，薩摩川内市，関係周辺市町と協力し、災害応急対策に必要な資機材について、複合災害時においても確実に搬送できるよう、搬送経路及び手段について体制の整備に努めるものとする。

(3) 代替輸送手段の確保

県は、輸送路及び輸送手段の被災に備え、海上輸送やヘリコプター輸送による避難がとれるよう、防災関係機関と必要な体制を整備する。

6 住民等への的確な情報伝達体制の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，広報課，デジタル推進課，水産振興課，管財課，薩摩川内市，関係周辺市町〕

県は、複合災害時において、周辺住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、防災行政無線（屋外同報系による。），全国瞬時警報システム（J－ALERT），原子力防災アプリ，テレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）を効果的に活用するとともに，インターネット（ホームページ，ツイッター，フェイスブック等のソーシャルメディア）や緊急速報（エリアメール等），ワンセグ放送等の多様な媒体の活用体制の整備に努めるものとする。

7 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，広報課，県教育庁，薩摩川内市，関係周辺市町〕

県は，国，薩摩川内市，関係周辺市町及び九州電力と協力して，複合災害時に周辺住民が取るべき行動について，普及啓発活動を行う。

8 防災業務関係者の人材育成及び防災訓練等の実施

〔実施責任：指定地方行政機関，自衛隊，鹿児島県（関係課），県教育庁，県警察，消防機関，薩摩川内市，関係周辺市町，指定公共機関，指定地方公共機関，公共的団体，九州電力〕

県は，国，防災関係機関と連携し，本章第16節に定める人材育成及び第17節に定める防災訓練等を実施するにあたっては，複合災害時の対応についても考慮する。

第9節 避難収容活動体制の整備

1 避難等の方法

(1) 屋内退避

屋内退避は，原則として住民が自宅内にとどまるものとする。

ア 薩摩川内市及び関係周辺市町災害対策本部長は，関係機関の協力のもと，緊急事態応急対策実施区域内の屋外にいる住民等に対し，速やかに自宅に戻るか，又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。

イ 薩摩川内市，関係周辺市町，消防機関，県警察等関係機関は，住民等の屋内退避の実施にあたり，避難誘導にあたるものとする。

(2) コンクリート屋内退避

コンクリート屋内退避は，原則として薩摩川内市及び関係周辺市町災害対策本部長が指定するコンクリート建屋内に退避するものとする。

ア 薩摩川内市及び関係周辺市町災害対策本部長は，関係機関の協力のもと，住民等に対しコンクリート屋内退避を指示するものとし，指示にあたっては，あらかじめ指定しているコンクリート建屋のうちから，原子力発電所との方位・距離等を考慮のうえ，退避するコンクリート建屋，避難経路等を指定するものとする。

- イ 薩摩川内市及び市町災害対策本部長は、コンクリート屋内退避を実施するコンクリート建屋を指定したときは、職員を派遣して避難住民等の保護にあたるものとする。
- ウ 薩摩川内市、関係周辺市町、消防機関、県警察等関係機関は、住民等のコンクリート屋内退避の実施にあたり、避難誘導を行うものとする。
- エ 避難誘導者は、避難住民等に対し、コンクリート屋内退避にあたっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導するものとする。

(3) 避難

- 避難は、原則として緊急事態応急対策実施区域外（海上にあつては、警戒区域外）に退避するものとする。
- ア 薩摩川内市及び関係周辺市町災害対策本部長は、関係機関の協力のもと、住民等に対し避難を指示するものとし、指示にあたっては、あらかじめ指定している避難所のうちから、原子力発電所からの方角・距離等を考慮のうえ、避難する避難所、避難経路等を指定するものとする。
 - イ 薩摩川内市及び関係周辺市町災害対策本部長は、避難所に職員を派遣して避難住民等の保護にあたるものとする。
 - ウ 薩摩川内市、関係周辺市町、消防機関及び県警察等関係機関は、住民等の避難の実施にあたり、避難誘導を行うものとする。
 - エ 避難誘導者は、避難住民等に対し、避難にあたっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導するものとする。
 - オ 県、第十管区海上保安本部、県警察等関係機関は、警戒区域内の海上の船舶に対し、速やかに警戒区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

2 避難計画の作成

〔実施責任：原子力規制委員会、危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、九州電力〕

県は、薩摩川内市、関係周辺市町に対し、国、関係機関及び九州電力の協力のもと、屋内退避及び避難計画の作成について支援するものとする。

(1) P A Z 内の避難計画

ア 迅速な避難体制の構築

原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態発出時には施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置、原子力緊急事態宣言発出時にはP A Z 圏内の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置が直ちに可能な体制を構築するものとする。

イ 屋内退避施設への避難

P A Z 内の住民等に係る防護措置については、避難することを原則とするが、避難が遅れ

た住民等は、必要に応じて放射線防護対策が実施された屋内退避施設などに避難するものとする。

(2) U P Z 内の避難計画

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、避難計画を策定するものとする。

(3) 留意事項

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先はU P Z 外とする。

また、県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。避難計画には、P A Z 及びU P Z の地区毎に集合場所、主要な避難経路（幹線道路）、避難所を明示する。

(4) 避難施設等調整システムの整備

県は、U P Z 内の住民について、一時移転等の防護措置が必要となったとき、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不適當である場合に備え、あらかじめ選定した避難先等を登録した避難施設等調整システムを整備するものとする。

3 避難所等の整備等

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，税務課，環境林務課，廃棄物・リサイクル対策課，保健医療福祉課，健康増進課，障害福祉課，生活衛生課，薬務課，子ども福祉課，高齢者生き生き推進課，農業経済課，農産園芸課，商工政策課，中小企業支援課，雇用労政課，建築課，県警察，市町村〕

(1) 避難所等の整備等

ア 避難所等の指定

県は、薩摩川内市及び関係周辺市町に対し、学校やコミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難所等をあらかじめ指定するよう助言するものとする。

また、県は、避難所等の指定の助言に当たっては、風向等の気象条件により避難所等や避難経路が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。なお、必要に応じて国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

イ 避難所設備の整備

避難所等として指定された建物については，必要に応じ，衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。

(2) 避難誘導用資機材，移送用資機材・車両等の確保

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町等と協力し，広域避難も想定して，避難誘導用資機材，移送用資機材・車両等の確保に努めるものとする。

(3) コンクリート屋内退避施設の整備

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町に対し，コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査するとともに，具体的なコンクリート屋内退避施設を整備することについて助言するものとする。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

県は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等の整備に努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅の供給体制等の整備

県は，国，企業等と連携を図りつつ，応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し，供給可能性を把握するなど，あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに，災害に対する安全性に配慮しつつ，応急仮設住宅の用地に関し，建設可能な用地を把握するなど，あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(6) 救助に関する施設等の整備

県は，救助の万全を期するため，必要な計画の作成，強力な救助組織の確立並びに労務，施設，設備，物資及び資金の整備に努めるものとする。

(7) 被災者支援の仕組みの整備

県は，平常時から，被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し，被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(8) 避難所における設備等の整備

市町村は，避難所において，必要な貯水槽，給水タンク，仮設トイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器，テレビ，ラジオ等のほか，空調，洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備についてあらかじめ整備し，必要に応じて直ちに輸送する体制の整備に努めるものとする。

(9) 物資の備蓄に係る整備

市町村は、指定された避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、家庭動物の飼養に関する資材等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運搬手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

4 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，学事法制課，保健医療福祉課，社会福祉課，障害福祉課，子育て支援課，子ども福祉課，高齢者生き生き推進課，PR観光課，国際交流課，県教育庁〕

(1) 避難支援計画等の整備

県は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

ア 受入れ体制の整備

必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を支援するものとする。

イ 避難支援計画等の整備

薩摩川内市及び関係周辺市町に対し、要配慮者の避難支援計画等を整備することを助言するものとする。

(2) 病院等医療機関の避難計画の整備

ア 避難計画の作成

原子力発電所から10km圏内の病院等医療機関の管理者は、県、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

イ 避難先調整の仕組み

県は、UPZ内の医療機関の一時移転等に備え、医師会等の関係機関と連携し、避難施設等調整システムに避難元となる医療機関及び避難先候補となる病院をあらかじめ登録すると

ともに、連絡体制を整備するなど、入院患者の避難先を迅速に調整するための仕組みを構築し、定期的に更新するものとする。

(3) 社会福祉施設の避難計画の整備等

ア 避難計画の作成

原子力発電所から10km圏内の介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

イ 避難先調整の仕組み

県は、UPZ内の社会福祉施設の一時移転等に備え、関係機関と連携し、避難施設等調整システムに避難元となる社会福祉施設及び避難先候補となる社会福祉施設をあらかじめ登録するとともに、連絡体制を整備するなど、入所者の避難先を迅速に調整するための仕組みを構築し、定期的に更新するものとする。

ウ 災害協定の締結等

県は、PAZ及びUPZ内の社会福祉施設に対し、あらかじめ、県内や近隣県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定の締結を促進するよう努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

5 学校等施設における避難計画の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，学事法制課，雇用労政課，県教育庁〕

(1) 避難計画の作成

PAZ及びUPZ内の学校等施設の管理者は、県、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

(2) 生徒等の保護者への引渡しに関するルールの整備

県は、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

6 不特定多数の者が利用する施設等における避難計画の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，生活衛生課，PR観光課，県教育庁〕

PAZ及びUPZ内の興行場，駅，ショッピングセンター，その他の不特定多数の者が利用する施設及び工場等事業所の管理者は，県，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し，避難誘導に係る計画の作成に努めるものとする。

なお，この際，必要に応じ，多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画となるよう努めるものとする。

7 住民等の避難状況の確認体制の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，保健医療福祉課，社会福祉課，障害福祉課，子ども福祉課，高齢者生き生き推進課，PR観光課，国際交流課，県教育庁〕

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町が屋内退避又は避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行った場合において，住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう薩摩川内市及び関係周辺市町等に対し助言するものとする。

8 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，消防保安課，広報課，デジタル推進課，水産振興課，管財課，市町村〕

県は，国と連携し，居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう，被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し，円滑な運用・強化が図れるよう努めるものとする。

9 警戒区域を設定する市町への支援

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，広報課，漁港漁場課，道路維持課，港湾空港課，県警察〕

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町が警戒区域を設定する場合に備え，警戒区域設定に伴う広

報，立入規制，一時立入等に関する計画の策定を支援するものとする。

10 避難所等・避難方法等の周知

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，保健医療福祉課，生活衛生課，薬務課〕

(1) 避難所等の周知

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町に対し，避難，避難退域時検査，安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所，自家用車の利用，緊急避難に伴う交通誘導，家庭動物との同行避難等を含む。），屋内退避の方法等について，日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお，避難時の周囲の状況等により，屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは，屋内での避難等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難退域時検査場所について，県は，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携してそれぞれの地域の実情等を考慮し，原子力災害対策指針等を踏まえ，候補地を選定するものとする。

(2) 住民に提供する情報の整理

避難を迅速に実施するためには，具体的な避難計画を薩摩川内市，関係周辺市町，防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となることから，県は，国，薩摩川内市，関係周辺市町及び九州電力と連携のうえ，警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

(3) P A Z 内の住民の円滑な避難への配慮

U P Z を含む市町は，P A Z 内の住民に対して避難指示が出された際には，同時期に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど，P A Z 内の住民等が円滑に避難できるよう配慮することについて，日頃からU P Z 内の住民に対して理解を求めるものとする。

11 避難のための輸送施設の整備

〔実施責任：道路建設課，道路維持課，港湾空港課，漁港漁場課〕

県は，住民等の避難誘導・移送を行うための道路，港湾及び漁港の整備に努めるとともに，薩摩川内市及び関係周辺市町に対しても，整備するよう助言するものとする。

第10節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，森林経営課，生活衛生課，水産振興課，農政課，農産園芸課，畜産振興課，家畜防疫対策課〕

1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備

県は，国及び関係機関と協議し，飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への飲食物の供給体制の確保

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町に対し，飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合における，住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

第11節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，保健医療福祉課，道路維持課，港湾空港課，漁港漁場課，管財課，県警察〕

県は，国及び関係機関と協議し，量子科学技術研究開発機構，指定公共機関等からのモニタリング，医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き，空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

〔実施責任：鹿児島国道事務所，交通政策課，道路建設課，道路維持課，港湾空港課，漁港漁場課，県警察，薩摩川内市，関係周辺市町〕

(1) 緊急輸送活動のための施設の把握・点検等

県は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検し，緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また，県は国

と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

(2) 道路関連設備の整備

県は、県の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

県及び県警察は、国、薩摩川内市、関係周辺市町及び受入市町村の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実に努めるものとする。

(3) 運転者の義務の周知等

県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。

(4) 交通管理体制の整備

ア P A Zから迅速に避難するための体制整備

県警察は、警察庁と協力し、P A Zなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

イ 警備業者への要請

県警察は、緊急時の交通規制を円滑に行うため、必要に応じ「災害時における交通誘導業務等に関する協定（平成9年10月8日締結）」に基づき、一般社団法人鹿児島県警備業協会に対し、交通誘導の実施等応急対策を迅速に要請できる体制を整えるものとする。

(5) 臨時ヘリポートの有効利用の推進

県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として位置付けるとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄とともに維持管理に努めるものとする。

(6) 物資の緊急輸送に係る運送業者との協力体制整備

県は、国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

(7) 物資の調達・輸送に必要な環境整備の推進

県は、国と連携し、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

(8) 緊急通行車両標章の事前届出の普及等

県は、国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

〔実施責任：消防保安課，薩摩川内市，関係周辺市町〕

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、薩摩川内市及び関係周辺市町と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、薩摩川内市及び関係周辺市町に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。

2 救助・救急機能の強化

〔実施責任：消防保安課，薩摩川内市，関係周辺市町〕

県は国及び九州電力と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備

〔実施責任：保健医療福祉課，薬務課，薩摩川内市，
関係周辺市町〕

(1) 医療活動用資機材等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材，除染資機材，安定ヨウ素剤，応急救護用医薬品，医療資機材等の整備に努めるものとする。

(2) 原子力災害医療活動体制等の整備

ア 原子力災害医療体制等の整備

県は、国と協力し、原子力災害医療体制の構築，原子力災害医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また，原子力災害医療を行う専門医療機関は，放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。

イ 原子力災害医療調整官

県は，自然災害等との複合災害を見据え，救急医療，災害医療に加え被ばく医療の体制等に詳しい医療行政担当責任者等の医療関係者を原子力災害医療調整官とし，原子力災害医療調整官を長とする複数者からなるグループを組織して県が設置する災害対策本部内に配置する。

原子力災害医療調整官は，各災害対策本部等と調整し，県内外の原子力災害医療派遣チームの派遣先の決定や傷病者等の搬送等の対応に当たるものとする。

ウ 原子力災害拠点病院の選定等

県は、国と協力し、関係機関等と調整の上、原子力災害において、各地域で原子力災害医療の中核的な機能を担う拠点となる原子力災害拠点病院を指定し、原子力災害対策に協力できる原子力災害医療協力機関を登録するなど、地域の原子力災害医療体制の整備に努めるものとする。

エ 原子力災害医療に係る医療情報システムの整備

県は、国及び拠点となる原子力災害拠点病院と協力し、原子力災害時の拠点となる原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、原子力災害医療に係る医療情報システムの整備に努めるものとする。

オ 広域的な原子力災害医療体制の整備

県は、国と協力し、外来診療及び入院診療に対応する各地域で原子力災害医療の中核的な機能を担う拠点となる原子力災害拠点病院、一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するよう努めるものとする。

(ア) 原子力災害拠点病院

県は、原子力災害対策指針等を踏まえ、原子力災害拠点病院の指定を行う。

同病院は、原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療を行う。

また、全身・創傷等の除染、甲状腺等の内部被ばくを含む線量評価、内部被ばく患者、高線量被ばく患者、高度被ばく医療支援センターへの搬送判断などに適確に対応するため、医師・保健師・放射線技師等の育成を図るとともに、他道府県での事故に対応するための原子力災害医療派遣チームの整備を行う。

なお、原子力災害拠点病院の指定状況は以下のとおりである。

施設名	所在地	指定日
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	平成29年11月1日
済生会川内病院	薩摩川内市原田町2番46号	令和2年3月18日

(イ) 原子力災害医療協力機関

県は、原子力災害対策指針等を踏まえ、原子力災害医療協力機関の登録を行う。

同機関は、原子力災害時における医療対応や県が行う避難退域時検査等の原子力災害医療対策を支援する。

a 避難退域時検査の実施

避難退域時検査場所では、サーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査及びふき取り等の簡易な除染等を行う。

また、必要な資機材は、関係の保健所等に配置・保管する。

b 検査人員の確保

避難退域時検査場所の開設に伴い、業務に従事する人員を確保するため、県内の医療機関や県診療放射線技師会等に協力を要請するとともに、必要とする専門知識・技術の習得のための研修等への派遣や防災訓練等を行う。

c 除染及び被ばく線量評価の実施

関係保健所等に除染 TENT を配備するとともに、機動性のあるホールボディカウンタ等搭載車を整備し、広域避難に迅速・適確に対応する。

従来の二次被ばく医療施設に設置されている被ばく医療施設内の設備については、当該施設が避難対象区域に該当しない場合には、引き続き活用する。

(ウ) 高度被ばく医療支援センター

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等の対応については、長崎大学が行う。

a 搬送体制の整備

高度被ばく医療支援センター等への搬送手段として、消防・防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等を活用することとする。

b 原子力災害拠点病院等との連携・協力体制の構築

原子力災害拠点等からの被ばく患者受入れや、これらの機関等における治療方針の決定等を円滑に実施するため、平常時から高度被ばく医療支援センターから専門的な技術援助等を受けられる体制を整備する。

(エ) 原子力災害医療・総合支援センター

原子力災害拠点病院の平時における原子力災害拠点病院に対する支援、関係医療機関とのネットワークの構築、並びに原子力災害時における原子力災害医療派遣チームの派遣調整については、長崎大学が行う。

カ 関係機関との整合性ある計画の作成

県は、原子力災害医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な原子力災害医療が行われるよう、九州電力及び関係機関との整合性のある計画を作成するものとする。

キ 緊急時の住民等の被ばく線量評価体制の整備

県は、国の支援や、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう、必要な資機材（NaI（Tl）サーベイメータ、甲状腺モニタ、ホールボディカウンタ等）の確保・整備、測定・評価要員の確保、避難所又はその近傍の適所における測定場所の選定等、住民等の被ばく線量評価体制の整備に努めるものとする。

4 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

〔実施責任：保健医療福祉課，薬務課，薩摩川内市，
関係周辺市町〕

県は，原子力災害対策指針を踏まえ，薩摩川内市，関係周辺市町及び医療機関等と連携して，速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう，準備しておくものとし，原子力災害対策指針等を参考に，安定ヨウ素剤の服用の効果等について，住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。

安定ヨウ素剤の事前配布については，P A Z内の住民等及びU P Z内に居住し，障害や病気などにより緊急時に安定ヨウ素剤を受け取りに行くことが難しいなど一定の要件に該当し，希望する住民に対して実施する。

また，原子力災害対策重点区域の住民等に対する緊急時における配布体制を整備する。

(1) 事前配布体制の整備

ア 予備の安定ヨウ素剤の備蓄

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し，事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎，保健所，医療施設，学校等の公共施設において管理するとともに，事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え，予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。

イ 説明会による事前配布

県は，安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては，薩摩川内市，関係周辺市町及び関係医療機関と連携し，対象となる住民向けの説明会を開催し，原則として医師による説明を行うものとする。また，説明会の開催に併せ，調査票や問診等により，禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。

また県は，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し，説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し，説明会での説明事項を記した説明書を付して，安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。

ウ 安定ヨウ素剤の再配布等

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し，住民に事前配布した安定ヨウ素剤については，丸剤は使用期限の5年ごと，ゼリー剤は使用期限の3年ごとに回収し，新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また，転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

(2) P A Z内の学校等への配備

県は，薩摩川内市と連携し，緊急時の避難に際して安定ヨウ素剤を配布することができるよう，P A Z内の学校，保育園，病院，社会福祉施設，希望する事業所に，安定ヨウ素剤を配備するものとする。

(3) 緊急時における配布体制の整備

ア 医師，薬剤師の手配等

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し，緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう，配布場所，配布のための手続き，配布及び服用に関与する医師，薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに，配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

イ 説明書等の準備

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し，避難や屋内退避等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に，服用の効果，服用対象者，禁忌等について説明するための，説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

(4) 副作用の対処に伴う体制整備

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し，安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え，あらかじめ医療機関に対し，副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど，救急医療体制の整備に努めるものとする。

5 消火活動体制の整備

〔実施責任：消防保安課，薩摩川内市，関係周辺市町，九州電力〕

県は，平常時から薩摩川内市，関係周辺市町及び九州電力等と連携を図り，原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため，消防水利の確保，消防体制の整備に助言するものとする。

6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

〔実施責任：原子力安全対策課，保健医療福祉課，薬務課，県警察，薩摩川内市，関係周辺市町〕

(1) 資機材等の計画的な整備

県は，国，薩摩川内市及び関係周辺市町と協力し，被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材等を計画的に整備するものとする。

また，配布した安定ヨウ素剤については，丸剤の使用期限である５年ごとに回収し，新しい安定ヨウ素剤を再配布する。

(2) 関係機関との情報交換

県は，被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため，平常時より，国，薩摩川内市，関係周辺市町及び九州電力と相互に密接な情報交換を行うものとする。

7 物資の調達、供給活動体制の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，社会福祉課，
生活衛生課，農産園芸課，薩摩川内市，
関係周辺市町，自衛隊〕

(1) 物資の調達等体制の整備

① 調達等体制の整備

県は，国，薩摩川内市，関係周辺市町及び九州電力と連携し，大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し，孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて，必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し，それらの供給のための計画を定めておくものとする。

② 物資の備蓄等

備蓄を行うに当たって，大規模な災害が発生した場合には，物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか，物資の性格に応じ，集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに，備蓄拠点を設けるなど，体制の整備に努めるものとする。

(2) 物資の緊急輸送活動体制の整備

県は，国，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携のうえ，備蓄拠点については，輸送拠点とするなど，物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。

(3) 国や県の支援体制

① 国の支援体制

国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により，被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとする。

② 県の支援体制

県は，災害の規模等に鑑み，薩摩川内市，関係周辺市町等が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう，物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

8 大規模・特殊災害における救助隊の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課〕

県は国と連携し，大規模・特殊災害に対応するため，高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，広報課，デジタル推進課，水産振興課，管財課，薩摩川内市，関係周辺市町〕

1 住民等に提供すべき情報の整理

県は，国，薩摩川内市，関係周辺市町及び九州電力と連携し，警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について，災害対応の段階や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

また，周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され，かつ共有されるように，情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

2 情報伝達体制の整備

(1) 情報伝達施設・設備の整備

県は，的確な情報を常に伝達できるよう，県防災行政無線，広報車両等の施設，装備の整備を図るものとする。

(2) 住民相談窓口の設置等

県は，国，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し，住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法，体制等について定めておくものとする。

(3) 要配慮者への情報伝達体制の整備

県は，原子力災害の特殊性にかんがみ，国，薩摩川内市，関係周辺市町及び九州電力と連携し，要配慮者及び一時滞在者に対し，災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう，周辺住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(4) 多様なメディアの活用体制の整備

県は，放送事業者，電気通信事業者，新聞社等の報道機関の協力の下，インターネット（ホームページ，電子メール，ツイッター，フェイスブック等のソーシャルメディア等），原子力防災アプリ，コミュニティFM放送，FM電波を利用した文字多重放送，広報用電光掲示板，有線放送，CATV，携帯端末の緊急速報メール機能，ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第14節 行政機能の移転及び業務継続計画の策定

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，人事課，その他関係課，北薩地域振興局，県警察，県教育庁，薩摩川内市，関係周辺市町〕

県は，災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため，災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから，庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに，業務継続計画の策定等により，業務継続性の確保を図るものとする。また，実効性ある業務継続体制を確保するため，必要な資源の継続的な確保，定期的な教育・訓練・点検等の実施，訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し，計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

1 オフサイトセンターの機能移転

オフサイトセンターが自然災害や原子力災害により，避難対象区域に該当するなど使用できない場合に備えて，県は国と連携して，代替オフサイトセンターを整備しておくものとする。

代替オフサイトセンターの施設，設備等については，適切に整備，維持・管理を行うものとする。

代替オフサイトセンター	日置市東市来町長里 1 0 2 0 - 1 鹿児島県消防学校
	鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1 鹿児島県庁行政庁舎

2 薩摩川内市及び関係周辺市町の行政機能移転

薩摩川内市及び関係周辺市町は，庁舎が避難対象区域に該当するなど使用できない場合に備えて，行政機能移転先をあらかじめ定めておくものとする。

3 県の出先機関の行政機能移転

県の出先機関の庁舎が避難対象区域に該当するなど使用できない場合に備えて，行政機能移転先をあらかじめ定めておくものとする。

別表 1 3 県の出先機関の行政機能移転先

県 出 先 機 関	機 能 移 転 先
北薩地域振興局本庁舎	北薩地域振興局出水庁舎 鹿児島地域振興局本庁舎
北薩地域振興局さつま庁舎	北薩地域振興局出水庁舎
川薩保健所（除染施設，検査設備を含む。）	伊集院保健所，出水保健所
串木野食肉衛生検査所	知覧食肉衛生検査所
阿久根食肉衛生検査所	大口食肉衛生検査所
宮之城高等技術専門校	始良高等技術専門校
鹿児島障害者職業能力開発校	始良高等技術専門校
北薩家畜保健衛生所	始良家畜保健衛生所
鹿児島中央家畜保健衛生所	南薩家畜保健衛生所
環境放射線監視センター	代替オフサイトセンター（鹿児島県消防学校）
北薩教育事務所	北薩地域振興局出水庁舎
川内高等学校	明桜館高等学校
川内商工高等学校	吹上高等学校
串木野高等学校	松陽高等学校
串木野特別支援学校	鹿児島特別支援学校，南薩特別支援学校， 出水特別支援学校
市来農芸高等学校	加世田常潤高等学校
伊集院高等学校	鹿児島東高等学校
川薩清修館高等学校	蒲生高等学校
薩摩中央高等学校	伊佐農林高等学校
鶴翔高等学校	伊佐農林高等学校
野田女子高等学校	開陽高等学校
出水高等学校	大口高等学校
出水工業高等学校	隼人工業高等学校
いちき串木野警察署	南九州警察署
薩摩川内警察署	日置警察署
さつま警察署	伊佐警察署
阿久根警察署	出水警察署

第15節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及啓発及び情報発信

〔実施責任：原子力安全対策課，危機管理課，災害対策課，広報課，学事法制課，保健医療福祉課，薬務課，県教育庁，薩摩川内市，関係周辺市町〕

1 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及啓発

県は，国，薩摩川内市，関係周辺市町及び九州電力と協力して，住民等に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため，次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに，薩摩川内市及び関係周辺市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及啓発に関し必要な助言を行うものとする。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ② 原子力発電所の概要に関すること。
- ③ 原子力災害とその特性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響，モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
- ⑤ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- ⑥ コンクリート屋内退避所，避難所，放射線防護対策が実施された屋内退避施設等に関すること。
- ⑦ 要配慮者への支援に関すること。
- ⑧ 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等留意事項に関すること。
- ⑨ 避難所での運営管理，行動等に関すること。
- ⑩ 避難又は一時移転を指示された地域以外における自主避難の抑制（屋内退避の有効性を含む）に関すること。
- ⑪ 原子力防災アプリに関すること。
- ⑫ その他原子力防災に関すること。

2 社会教育を通じての啓発

県及び県教育委員会は，PTA，青少年団体等を対象とした各種研修会，集会等を通じて原子力防災に関する知識の普及・啓発を図る。

(1) 啓発の内容

県民に対する一般啓発に準ずるほか，各団体の性格等に合わせた内容とする。

(2) 啓発の方法

各種講座・学級，集会，大会，学習会，研修会等において実施する。

3 各種団体を通じての啓発

県は、各種団体に対し、研修会、講演会、DVD等の貸出し等を通じて原子力防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における原子力防災知識の普及を促進させるものとする。

4 防災教育の充実

県及び県教育庁は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、学校安全計画や危機管理マニュアルを作成し、児童生徒等の安全の確保に努めるとともに、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

また、県は、私立学校に対しても防災教育を行うよう指導するものとする。

5 要配慮者等への配慮

県が防災知識の普及・啓発を行うに際しては、要配慮者に十分配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるほか、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の徹底を図るものとする。

また、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

6 避難状況の確実な把握

県は、避難状況の確実な把握のため、住民等が市町村の指定した避難所以外に避難した場合等に、市町村災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することを市町村が周知することについて、協力するものとする。

7 資料等の整理、教訓等の情報発信

(1) 資料の収集・整理

県は、国、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(2) 教訓等の情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、県は国及び市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第16節 防災業務関係者の人材育成

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，保健医療福祉課，薬務課，北薩地域振興局，環境放射線監視センター，県警察，薩摩川内市，関係周辺市町〕

県は，国と連携し，応急対策全般への対応力を高めることにより，原子力防災対策の円滑な実施を図るため，国，指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等，人材育成に努めるものとする。

また，国及び防災関係機関と連携して，以下に掲げる事項等について，防災業務関係者を対象に研修を実施するものとする。

研修成果については，訓練等において具体的に確認するとともに，緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など，原子力災害対策の特殊性を踏まえ，研修内容の充実に努めるものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること。
- ② 原子力発電所の概要に関すること。
- ③ 原子力災害とその特性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ⑤ モニタリングの実施方法及び機器に関すること。
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- ⑦ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む。）に関すること。
- ⑩ 被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保に関すること。
- ⑪ その他緊急時対応に関すること。

第17節 防災訓練等の実施

〔実施責任：指定地方行政機関，自衛隊，
鹿児島県（関係課），県教育庁，県警察，
消防機関，薩摩川内市，関係周辺市町，
指定公共機関，指定地方公共機関，
公共的団体，九州電力〕

1 訓練計画の策定

(1) 県の訓練計画

県は，国，九州電力等関係機関の支援のもと，薩摩川内市及び関係周辺市町，自衛隊等と連携し，次に掲げる防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② オフサイトセンターへの参集，立ち上げ，運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 原子力災害医療訓練
- ⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 周辺住民避難訓練
- ⑧ 人命救助活動訓練

(2) 国の総合的な防災訓練計画

県は，原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき，総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には，原子力災害医療，緊急時モニタリング，住民避難及び住民に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策について，訓練シナリオを作成するなど，国の訓練の実施計画の企画立案に協力するものとする。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

県は，計画に基づき，国，自衛隊，九州電力等関係機関と連携して，防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

県は，原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には，実施計画に基づいて，必要に応じ住民の協力を得て，国，薩摩川内市，関係周辺市町，九州電力等関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

(3) 自衛隊と共同の防災訓練

県は，自衛隊と共同の防災訓練の実施に努めるものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 実践的な訓練の実施

県は，訓練を実施するにあたり，参加者に事前にシナリオを知らせない訓練，訓練開始時間を知らせずに行う訓練，机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等，現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう努めるものとする。

(2) 訓練の評価と防災体制の改善

県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、市町村、九州電力等関係機関と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

なお、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第18節 原子力発電所上空の飛行規制

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，鹿児島空港事務所〕

1 国の規制措置等

鹿児島空港事務所長は、航空機事故に起因する原子力災害の発生を防止するため、原子力発電所上空の航空安全確保に関する以下の規制措置を行うとともに、原子力発電所上空の飛行規制について周知徹底を図るものとする。

(1) 施設付近の上空飛行は、できる限り避けさせること。

(2) 施設付近の上空に係る航空法第81条ただし書き（最低安全高度以下の高度での飛行）の許可は行わないこと。

（「原子力関係施設上空の飛行規制について」昭和44年7月5日付け空航第263号，運輸省航空局長から地方航空局長あて）

県は国と協力して、この措置の周知徹底に努めるものとする。

2 九州電力の措置

九州電力は、原子力発電所であることを示す黄色の閃光式灯火を設置し、維持管理に努めるものとする。

第19節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、原子力発電所のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、九州電力と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であることから、防災関係機関においては次により対応するものとする。

1 消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県消防保安課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、九州電力等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

2 警察機関

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、九州電力等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

3 海上保安部

事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安庁職員の安全確保を図りつつ、九州電力等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

4 県及び市町村

県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。